

神 総 第 193 号
令和 8 年 5 月 15 日

地域防災拠点運営委員長 各位

神奈川区総務課長

令和 8 年度災害時避難者向けWi-Fiの接続・運用訓練の実施について（依頼）

日頃から、横浜市政の推進にご理解・ご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

令和 3 年度に横浜市立小中学校に設置された教育用Wi-Fi設備について、災害時の避難所・避難場所として開設する際にも使用できるようになり、以降、希望のあった地域防災拠点（以下、「拠点」という。）において、訓練等の際に接続・運用訓練を実施できるよう整備しています。

つきましては、Wi-Fi接続・運用訓練の実施を希望する拠点におかれましては、次のとおりご報告くださいますようお願いいたします。

1 実施可能日

拠点から実施希望があった日

※ 各拠点におけるWi-Fiの接続・運用訓練の可否は、別紙 1 「令和 8 年度地域防災拠点Wi-Fi接続可否リスト」をご参照ください。

2 実施日の連絡方法

別紙 2 「Wi-Fi接続・運用訓練実施連絡票」に実施拠点名、実施希望日を記入いただき、神奈川区防災担当までご提出をお願いします。

3 連絡票の提出期限

実施希望日が確定次第、適宜提出してください。

ただし、訓練の実施にあたっては、事前に教育委員会事務局教育DX推進課にアクセスポイント開放の依頼を行う必要があるため、実施希望日の 21 日前までに提出をお願いします。

4 添付資料

- (1) 別紙 1 令和 8 年度地域防災拠点Wi-Fi接続可否リスト
- (2) 別紙 2 Wi-Fi接続・運用訓練実施連絡票
- (3) 別紙 3 Wi-Fi接続方法（拠点運営マニュアルから抜粋）

担当：神奈川区総務課 江口、佐土原

電話：045-411-7004

F A X：045-324-5904

E-mail:kg-bousai@city.yokohama.lg.jp

No.	拠点名称	拠点区	Wi-Fi接続可否	
1	三ツ沢小学校	神奈川区	可	
2	青木小学校	神奈川区	可	
3	二谷小学校	神奈川区	可	
4	幸ヶ谷小学校	神奈川区	可	
5	浦島小学校	神奈川区	可	
6	子安小学校	神奈川区	可	
7	白幡小学校	神奈川区	可	
8	神橋小学校	神奈川区	可	
9	菅田の丘小学校	神奈川区	可	
10	西寺尾小学校	神奈川区	可	
11	西寺尾第二小学校	神奈川区	可	
12	大口台小学校	神奈川区	可	
13	斎藤分小学校	神奈川区	可	
14	神奈川小学校	神奈川区	可	
15	神大寺小学校	神奈川区	可	
16	中丸小学校	神奈川区	可	
17	羽沢小学校	神奈川区	可	
18	旧菅田小学校	神奈川区	不可	廃校
19	南神大寺小学校	神奈川区	可	
20	栗田谷中学校	神奈川区	可	
21	浦島丘中学校	神奈川区	可	
22	錦台中学校	神奈川区	可	
23	神奈川中学校	神奈川区	可	
24	松本中学校	神奈川区	可	
25	六角橋中学校	神奈川区	可	

令和 年 月 日

Wi-Fi 接続・運用訓練実施連絡票

Wi-Fi 接続・運用訓練の実施について、次のとおり連絡します。

【実施拠点名】

神奈川区 地域防災拠点

【実施希望日】

令和 年 月 日 ()

【別紙3】Wi-Fi接続方法（拠点運営マニュアルから抜粋）

「災害時避難者向けWi-Fiの運用」

横浜市立学校において地域防災拠点が開設され、一定期間開設が継続することが見込まれ、市災害対策本部が必要と認めた場合に、該当する地域防災拠点を指定することで、避難者向けWi-Fiが使用できます。

① 提供SSID

「YY_NET-SAIGAI」

② 接続方法例

(1) 端末のWi-Fi機能を有効。

(2) 「YY_NET-SAIGAI」と表示されているSSIDを選択すると接続可能。

※パスワードの入力は不要。

※無線方式でのみ接続が可能。

※体育館での同時接続端末台数の目安は1アクセスポイントあたり約40台。

通常2アクセスポイントがあるため約80台。

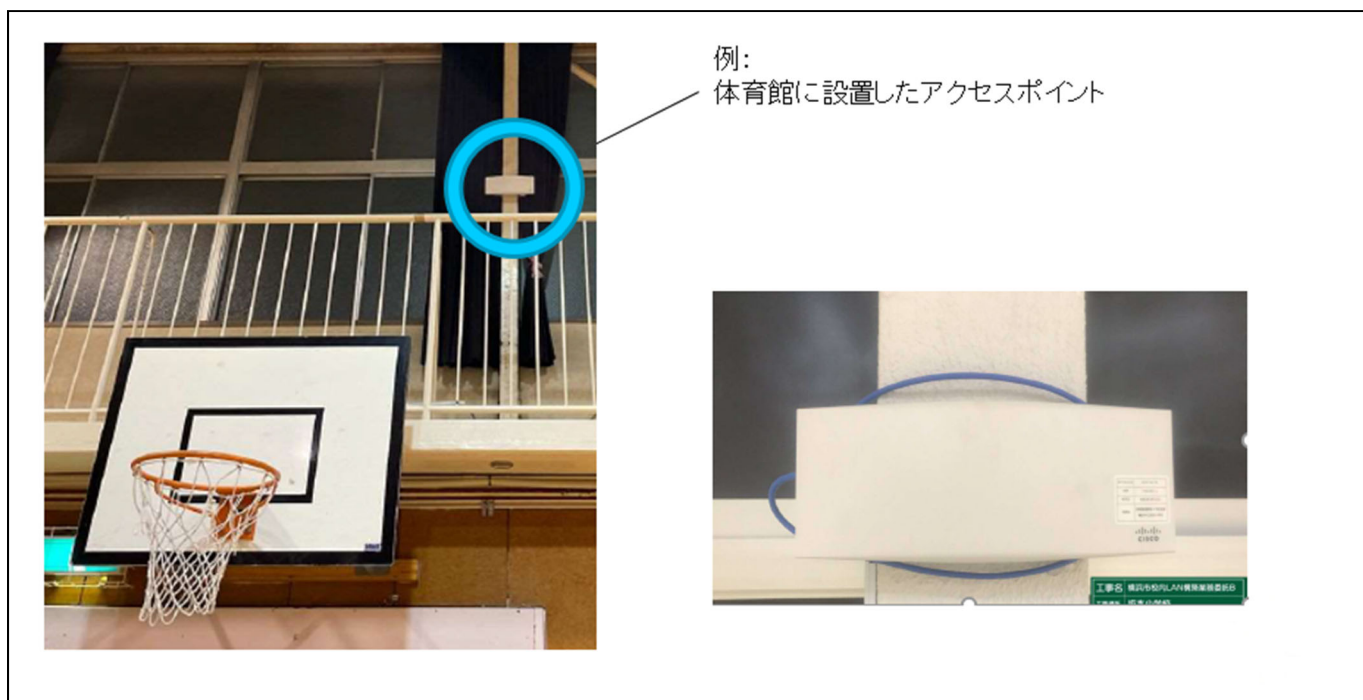
※無線アクセスポイントの仕様上、端末の電源OFFやWi-Fi機能を無効にしても、最低30分間は接続中とカウントされます。

③ 利用優先順位

(1) 避難所運営者（市職員を含む）

(2) 避難者

(3) 本回線のネットワーク管理責任者が認めるもの



④ 留意事項

(1) 停電時は使用できません。

(2) 使用する際は③の利用優先順位を遵守し、各拠点でルールを決めましょう。